

令和 5 年度 災害に係る住家の被害認定に関する検討会
(第 1 回)

日時：令和 6 年 1 月 12 日（月）15：30～17：30
場所：中央合同庁舎第 8 号館 8 階 8 1 6 会議室

議事次第

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 議 題

（１）「令和 5 年度 災害に係る住家の被害認定に関する検討会」

について

（２）見直しの方向性（案）について

4. その他

災害に係る住家の被害認定に関する検討会
委員名簿

(五十音順、敬称略)

委員

勝 山 輝 夫	福島市財務部資産税課長
喜々津 仁密	国土交通省国土技術政策総合研究所建築研究部構造基準研究室長
佐久間 順三	有限会社設計工房佐久間顧問
猿 田 実	秋田市観光文化スポーツ部スポーツ振興課副参事
田 中 聡	常葉大学社会環境学部社会環境学科教授
中 埜 良 昭	東京大学生産技術研究所教授
浜 口 英 章	延岡市都市建設部建築指導課業務推進監兼課長補佐・建築審査係長
平井 香奈子	茂原市企画財政部市民税課長
藤 田 香 織	東京大学大学院工学系研究科建築学専攻教授

オブザーバー

警察庁警備局警備運用部警備第二課災害対策室

消防庁国民保護・防災部防災課

中小企業庁事業環境部企画課経営安定対策室

国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室

令和5年度 災害に係る住家の被害認定に関する検討会

1. 趣旨

「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(令和3年3月)においては、河川の氾濫などの外力被害が生じた住家に対し、浸水深による簡易判定を可能としています。近年は局地的な豪雨などによる内水氾濫も頻発しており、そうした外力被害のない住家に対する被害認定調査の更なる効率化・迅速化が求められています。

本検討会では、近年に被災した自治体の例を踏まえ、主に水害における被害認定調査の簡易な判定方法について検討を行います。

2. 主な検討項目

- ・水害における被害認定調査の簡易判定について
- ・その他の災害における被害認定調査の迅速化について

3. 委員

別紙のとおり。

4. 検討会の事務局

本検討会の事務局は、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者生活再建担当)室において行う。

5. 検討会、検討会資料及び議事要旨の公開について

- ・検討会は非公開
- ・検討会資料は原則公表
- ・検討会后、議事要旨を公表

6. 検討会の開催予定

第1回検討会 (令和6年1月12日)	【議 題】 ・「令和5年度 災害に係る住家の被害認定に関する検討会」について ・見直しの方向性(案)について
第2回検討会 (令和6年2月1日)	【議 題】 ・災害に係る住家の被害認定基準運用指針の改定案のとりまとめ

見直しの方向性（案）

課題

- 現行基準では、「外力あり※」の場合、第1次調査（浸水深）による判定が可能である一方、「外力なし」の場合、床上浸水の住家は多くの調査項目がある第2次調査（内観調査）が必要。

※ 津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生している場合

- 近年は内水氾濫が多く発生しており、「外力なし」被害の第2次調査を行うことにより、罹災証明書の交付に時間を要する場合がある。

外力ありの場合の第1次調査	外力なしの場合の第1次調査														
 「外力あり」イメージ	 「外力なし」イメージ														
(判定基準) ※戸建て1・2階のみ <table> <tr> <td>床上 1.8m以上</td><td>全壊</td></tr> <tr> <td>床上 1 m以上 1.8m未満</td><td>大規模半壊</td></tr> <tr> <td>床上 0.5m以上 1m未満</td><td>中規模半壊</td></tr> <tr> <td>床上 0.5m未満</td><td>半壊</td></tr> <tr> <td>床下浸水</td><td>一部損壊</td></tr> </table>	床上 1.8m以上	全壊	床上 1 m以上 1.8m未満	大規模半壊	床上 0.5m以上 1m未満	中規模半壊	床上 0.5m未満	半壊	床下浸水	一部損壊	(判定基準) ※戸建て1・2階のみ <table> <tr> <td>床上浸水</td><td>なし (第2次調査へ)</td></tr> <tr> <td>床下浸水</td><td>一部損壊</td></tr> </table>	床上浸水	なし (第2次調査へ)	床下浸水	一部損壊
床上 1.8m以上	全壊														
床上 1 m以上 1.8m未満	大規模半壊														
床上 0.5m以上 1m未満	中規模半壊														
床上 0.5m未満	半壊														
床下浸水	一部損壊														
床上浸水	なし (第2次調査へ)														
床下浸水	一部損壊														
↓ 床上浸水の場合でも、第1次調査で罹災証明書の交付が可能。	↓ 床上浸水の場合、第1次調査のみでは罹災証明書の交付ができない。														

検討の論点

- 「外力なし」の床上浸水についても、浸水深による判定ができないか。

具体的な見直しの内容

- モデル的な住家を想定した被害の程度に関するシミュレーションを実施し、直近の水害による第2次調査を実施した市（秋田市、静岡市及び延岡市）へのヒアリング及び同市の調査結果を踏まえ、浸水深による判定基準を作成する。

（「外力なし」の場合の浸水深判定基準（案））

被害の程度	判定基準	
	現行	見直し（案）
全壊 （50%以上）	なし	なし
大規模半壊 （40%以上 50%未満）	なし	なし
中規模半壊 （30%以上 40%未満）	なし	<u>床上 1.0m以上</u> <u>床上 1.8m未満</u>
半壊 （20%以上 30%未満）	なし	<u>床上 0.1m以上</u> <u>床上 1.0m未満</u>
準半壊 （10%以上 20%未満）	なし	<u>床上 0.1m未満</u>
準半壊に至らない （一部損壊） （10%未満）	床下浸水	床下浸水

※ 浸水深が 1.8m 以上の場合の判定基準については、事例が少なく、シミュレーションの妥当性の検証が難しいため、作成しない。

「外力なし」の場合の損害割合シミュレーション

表：浸水深別の損害割合

	部位名称	構成比 (%)	損害割合 (%)			
			1.0m 以上 1.8m 未満	0.1m 以上 1.0m 未満	0.1m 未満	(床下)
1	屋根	15	0	0	0	0
2	柱（又は 耐力壁）	15	0	0	0	0
3	床（階段 を含む。）	10	5	4	3	0
4	外壁	10	4	4	4	0
5	内壁	10	6	6	0	0
6	天井	5	0	0	0	0
7	建具	15	7	6	2	0
8	基礎	10	1	1	1	1
9	設備	10	8	5	5	0
	合計	100	31	26	15	1

※ 各損害割合は、面積率及び重み付け計算後の値。

(3) 床 (構成比 10%)

区分	損害割合	損傷程度(1 階の損傷)
1.0m～ 1.8m	5	IV (20%) 汚泥除去のための床の取り外しが必要。 Ⅲ (80%) 床板に著しい浮き、ずれ、剥離、膨張等がみられる。
0.1m～ 1.0m	4	IV (20%) 汚泥除去のための床の取り外しが必要。 Ⅲ (40%) 床板に著しい浮き、ずれ、剥離、膨張等がみられる Ⅱ (40%) 床板に若干の浮き、汚損等がみられる。
0m ～ 0.1m	3	Ⅲ (60%) 畳の機能損失及び床板の著しい浮き、ずれ、剥離、膨張等がみられる Ⅱ (40%) 床板に若干の浮き、汚損等がみられる。
(床下)	0	損傷なし

(参考) 災害に係る住家の被害認定基準運用指針 参考資料 (損傷程度の例示) (抜粋)

損傷の例示	写真
程度Ⅳ ・ <u>床下に堆積した汚泥を除去するため、床の一部(床板等)の取り外しが必要である(基礎の構造が布基礎又はべた基礎の住家に限る。)</u>	
程度Ⅲ ・ <u>浸水により床板に著しい浮き、ずれ、剥離が見られる。</u> ・ <u>浸水により合成樹脂系床材の剥離が見られる。</u> ・浸水によりフローリング材の層間剥離・浮き上がり、沈下が見られる。 ・浸水により下地材の吸水・膨張が見られる。 ・浸水により畳の吸水・膨張による機能損失が見られる。	
程度Ⅱ ・ <u>浸水により床板の汚損が見られる。</u> ・ <u>浸水により合成樹脂系床材の汚損が見られる。</u> ・浸水により床板に若干の浮き、ずれが生じている。	

(参考) 3市における被害認定調査の例

区分	浸水深	損害割合	損傷程度
1.0m～ 1.8m	2m	7	Ⅳ・100%
0.1m～ 1.0m	0.2m	3	Ⅳ・50%+Ⅱ・50%
0 0.1m	0.03m	3	Ⅲ・20%+Ⅰ・80%

(4) 外壁（構成比 10%）

浸水深	損害割合	損傷程度(1 階の損傷)
1.0m～ 1.8m	4	Ⅲ（100%）仕上材に浸水による汚損等がみられる。
0.1m～ 1.0m	4	Ⅲ（100%）仕上材に浸水による汚損等がみられる。
0m ～ 0.1m	4	Ⅲ（100%）仕上材に浸水による汚損等がみられる。
（床下）	0	損傷なし

（参考）災害に係る住家の被害認定基準運用指針 参考資料（損傷程度の例示）（抜粋）

損傷の例示	写真
程度Ⅲ ・ 浸水により仕上材の浮き・剥離・脱落が生じている。 ・ 浸水により仕上材の汚損が見られる。 ・ <u>浸水により塗土の半分が剥落している。</u>	

（参考）3 市における被害認定調査の例

区分	浸水深	損害割合	損傷程度
1.0m～ 1.8m	1.18m	3	Ⅲ・100%
0.1m～ 1.0m	0.5m	4	Ⅲ・100%
0 0.1m ～	0.04m	4	Ⅲ・100%

(5) 内壁 (構成比 10%)

浸水深	損害割合	損傷程度(1 階の損傷)
1.0m～ 1.8m	6	V (40%) : 外部と接する内壁は断熱材の機能損失等が見られる。 Ⅲ (60%) : 間仕切り壁で浸水による壁クロスの汚損、表面劣化等が見られる。
0.1m～ 1.0m	6	V (40%) : 外部と接する内壁は断熱材の機能損失等が見られる。 Ⅲ (60%) : 間仕切り壁で浸水による壁クロスの汚損、表面劣化等が見られる。
0m ～ 0.1m	0	損傷なし
(床下)	0	損傷なし

(参考) 災害に係る住家の被害認定基準運用指針 参考資料 (損傷程度の例示) (抜粋)

損傷の例示	写真
程度 V ・ 浸水により下地材・パネルの吸水・膨張・不陸が見られる。 ・ <u>浸水により断熱材の吸水による機能損失が見られる。</u> (再使用が不可能な程度) ・ 浸水により塗土の大半が剥落している。	
程度 Ⅲ ・ 浸水により仕上塗壁材の剥離等が見られる。 ・ <u>浸水により壁クロスの汚損・表面劣化・剥離等が見られる。</u> (下地材の交換を要しない程度) ・ 浸水により塗土の半分程度が剥落している。	

(参考) 3 市における被害認定調査の例

区分	浸水深	損害割合	損傷程度(実際の浸水深)
1.0m～ 1.8m	1.18m	6	V・100%
0.1m～ 1.0m	0.5m	6	V・50%+Ⅲ50%
0 0.1m ～	0.03m	1	Ⅲ・10%

(7) 建具 (構成比 15%)

浸水深	損害割合	損傷程度(1 階の損傷)
1.0m～ 1.8m	7	V (50%) : 内部建具について浸水によるゆがみや面材の膨張等がみられる。 I (50%) : 外部建具について浸水による再利用が可能な程度の被害がみられる。
0.1m～ 1.0m	6	V (40%) : 内部建具の一部について浸水によるゆがみや面材の膨張等がみられる。 I (60%) : 内部建具の一部及び外部建具について浸水による再利用が可能な程度の被害がみられる。
0m ～ 0.1m	2	V (10%) : 内部建具の一部について浸水によるゆがみや面材の膨張等がみられる。 I (90%) : 内部建具の一部及び外部建具について浸水による再利用が可能な程度の被害がみられる。
(床下)	0	損傷なし

(参考) 災害に係る住家の被害認定基準運用指針 参考資料 (損傷程度の例示) (抜粋)

損傷の例示	写真
程度 V ・ 浸水により建具が歪み、開閉が不能になっている。 ・ <u>浸水によりドア等の面材が膨張し剥離している。 (再使用が不可能な程度)</u>	
程度 I ・ 浸水による襖・障子・ドアの破損 (表面、格子・縁の洗浄、張り替えによって、<u>再使用が可能な程度</u>)	

(参考) 3 市における被害認定調査の例

区分	浸水深	損害割合	損傷程度(実際の浸水深)
1.0m～ 1.8m	1.18m	9	V ・ 100%
0.1m～ 1.0m	0.2m	8	V ・ 50%+ I ・ 30%
0 0.1m ～	0.03m	0	被害無し

(8) 基礎（構成比 10%）

浸水深	損害割合	損傷程度(1 階の損傷)
1.0m～ 1.8m	1	損傷率 10%：床下汚泥の堆積
0.1m～ 1.0m	1	損傷率 10%：床下汚泥の堆積
0m ～ 0.1m	1	損傷率 10%：床下汚泥の堆積
(床下)	1	損傷率 10%：床下汚泥の堆積

(参考) 災害に係る住家の被害認定基準運用指針 参考資料（損傷程度の例示）（抜粋）

損傷の例示	写真
・ <u>基礎の構造がべた基礎又は布基礎の住家において、浸水により床下に汚泥が堆積している場合、汚泥による損傷率は 10%とする。</u>	

(参考) 3 市における被害認定調査の例

区分	浸水深	損害割合	損傷程度(実際の浸水深)
1.0m～ 1.8m	1.18m	1	床下汚泥
0.1m～ 1.0m	0.5m	1	床下汚泥
0 0.1m ～	0.04m	1	床下汚泥

(9) 設備 (構成比 10%)

浸水深	損害割合	損傷程度(1 階の損傷)
1.0m～ 1.8m	8	浴室損傷率 20%：破損はあるものの、再使用可能。 台所損傷率 20%：破損はあるものの、再使用可能。 その他 20%：トイレ、洗面の汚損
0.1m～ 1.0m	5	浴室損傷率 10%：汚損。 台所損傷率 10%：汚損。 その他 20%：トイレ、洗面の汚損
0m ～ 0.1m	5	浴室損傷率 10%：汚損。 台所損傷率 10%：汚損。 その他 20%：トイレ、洗面の汚損
(床下)	0	損傷なし

(参考) 災害に係る住家の被害認定基準運用指針 参考資料 (損傷程度の例示) (抜粋)

損傷の例示	写真
浴室の設備の損傷例 ・ 浴槽が破損し配管が詰まっている (1%)。 ・ <u>浴室のバスタブが破損している。(2%)</u> ・ 浴槽：転倒し、配管が切れ再使用が不可能。(3%)	
台所の設備の損傷例 ・ 台所の流し台が汚損し、配管が詰まっている。(1%) ・ <u>台所の流し台が移動し、損傷は大きい再利用は可能。(2%)</u> ・ システムキッチンのコンロ類が浸水により故障して使用不可能になっている。(3%)	
水廻りの衛生設備 (浴室、台所を除く)、ベランダ等の損傷例 ・ 便器、手洗い：配管が外れている。 ・ <u>洗面：汚損し、配管が詰まっている。</u>	

(参考) 3 市における被害認定調査の例

区分	浸水深	損害割合	損傷程度(実際の浸水深)
1.0m～ 1.8m	1.18m	10	浴室 (30%)、台所 (30%)、衛生設備・ベランダ (40%)
0.1m～ 1.0m	0.5m	5	浴室 (10%)、台所 (10%)、衛生設備・ベランダ等 (20%)
0 0.1m ～	0.04m	5	浴室 (10%)、衛生設備・ベランダ等 (30%)

3市（秋田・静岡・延岡）における浸水深別の被害区分割合

資料6

床上浸水深	準半壊に至らない	準半壊	半壊	中規模半壊	大規模半壊	総数
1.0m～	7.1%	10.7%	23.2%	37.5%	21.4%	112
0.1m～1.0m	6.0%	22.3%	52.8%	16.9%	1.9%	1,770
0m～0.1m	20.1%	56.7%	22.9%	0.3%	0.0%	353
床下浸水	97.1%	2.9%	0.0%	0.0%	0.0%	104

※浸水深及び損害割合のデータがあるもののみを集計

災害に係る住家の被害認定基準運用指針新旧対照表

(傍線部分は改定部分)

新	旧
【 総 則 】 1. 目的 災害に係る住家の被害認定基準運用指針（以下「運用指針」という）は、市町村が、災害により被害を受けた住家の被害認定を迅速かつ的確に実施できるよう、「災害の被害認定基準について（平成 13 年 6 月 28 日付け府政防第 518 号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」（以下「被害認定基準」という）に規定される住家の損害割合による場合の具体的な調査方法や判定方法を定め、的確かつ円滑な被害認定業務の実施に資することを目的とする。 <u>なお、市町村が、地域の実情、災害の規模等に応じ、本運用指針に定める調査方法や判定方法によらずに被害認定調査を行うことを妨げるものではない。</u> 2. 住家の被害の程度と住家の被害認定基準等 本運用指針において判定する住家の被害の程度は、「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」又は「準半壊に至ら	【 総 則 】 1. 目的 災害に係る住家の被害認定基準運用指針（以下「運用指針」という）は、市町村が、災害により被害を受けた住家の被害認定を迅速かつ的確に実施できるよう、「災害の被害認定基準について（平成 13 年 6 月 28 日付け府政防第 518 号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」（以下「被害認定基準」という）に規定される住家の損害割合による場合の具体的な調査方法や判定方法を定め、的確かつ円滑な被害認定業務の実施に資することを目的とする。 2. 住家の被害の程度と住家の被害認定基準等 本運用指針において判定する住家の被害の程度は、「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」又は「準半壊に至ら

新

ない（一部損壊）」の6区分とする。

「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」及び「準半壊」の認定基準は、下表のとおりである。

被害の程度	認定基準
<u>住家全壊</u> <u>（全焼・全流失）</u>	<u>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。</u>
<u>住家半壊</u> <u>（半焼）</u>	<u>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。</u>

旧

ない（一部損壊）」の6区分とする。

「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」及び「準半壊」の認定基準は、下表のとおりである。

被害の程度	認定基準
<u>全壊</u>	<u>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のもとする。</u>
<u>大規模半壊</u>	<u>居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上 70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のもとする。</u>
<u>中規模半壊</u>	<u>居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家</u>

新				旧			
		大規模半壊	<u>居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。</u>				<u>の延床面積の 30%以上 50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 30%以上 40%未満のものとする。</u>
		中規模半壊	<u>居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。</u>	半壊			<u>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。</u>
		半壊	<u>住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上30%未満のものとする。</u>	準半壊			<u>住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のものとする。</u>
		準半壊	<u>住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める</u>				※全壊、半壊：被害認定基準による。 ※大規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成 16 年 4 月 1 日付け府政防第 361 号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。 ※中規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（令和 2 年 12 月 4 日付け府政防第 1746 号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。 ※準半壊：「災害救助事務取扱要領（令和 2 年 3 月 30 日付け内閣

新		旧
	<u>損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。</u>	<u>府政策統括官（防災担当））」による。（令和2年3月末時点）</u> *本運用指針においては、住家の損害割合により、住家の被害の程度を判定する場合の具体的な調査・判定方法を定めるものである。
※被害認定基準による。 *本運用指針においては、住家の損害割合により、住家の被害の程度を判定する場合の具体的な調査・判定方法を定めるものである。		
3～4. （略）		3～4. （略）
5. 調査方法 （略） ●水害による被害 水害により被災した住家に対する被害調査は、【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建ての場合には、第1次調査・第2次調査の2段階で実施し、それ以外の場合には第2次調査の1段階のみで実施する。 第1次調査は、【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建ての場合に利用するもので、外観の損傷状況及び浸水深の目視による把握を行う。 なお、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生している場合と、そうでない場合とで判定の方法が異なることに留意する。		5. 調査方法 （略） ●水害による被害 水害により被災した住家に対する被害調査は、【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建ての場合には、第1次調査・第2次調査の2段階で実施し、それ以外の場合には第2次調査の1段階のみで実施する。 <u>ただし、前者の場合でも、調査棟数が少ない場合等においては、第1次調査を実施せず、第2次調査から実施することも考えられる。</u> 第1次調査は、【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建ての場合に利用するもので、外観の損傷状況及び浸水深の目視による把握を行う。 なお、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生している場合と、そうでない場合とで判定の方法が異なることに留意する。

新	旧
(略) 6. 判定方法 (略) - 平成 21 年改定 「地震編・浸水編」の2部構成を「地震編・水害編・風害編」の3部構成へ変更 等 - 平成 25 年改定 「地盤の液状化等により損傷した住家の被害認定の調査・判定方法」を「補遺」として追加、「水害編」に「第1次調査（外観調査）」を追加 等 - 平成 30 年改定 写真を活用した判定方法を追加、「水害編」の「第1次調査（外観目視調査）」に外力が作用することによる一定以上の損傷が発生していない場合の調査方法を追加 等 - 令和 2 年改定 災害救助法による住宅の応急修理制度の損害割合10%以上20%未満への対象拡充を踏まえ、これまでの「半壊に至らない」を「準半壊」と「準半壊に至らない（一部損壊）」に区分し、調査方法を見直す 等 - 令和 3 年改定 被災者生活再建支援法の改正による被災者生活再建支援金の損害割合30%以上40%未満への対象拡充を踏まえ、これまでの「半壊」を「中規模半壊」と「半壊」に区分し、調査方法を見直す 等 - 令和 6 年改定 「水害編」の「第1次調査」における、外力が作用することによる一定以上の損傷が発生していない場合の「浸水深	(略) 6. 判定方法 (略) - 平成 21 年改定 「地震編・浸水編」の2部構成を「地震編・水害編・風害編」の3部構成へ変更 等 - 平成 25 年改定 「地盤の液状化等により損傷した住家の被害認定の調査・判定方法」を「補遺」として追加、「水害編」に「第1次調査（外観調査）」を追加 等 - 平成 30 年改定 写真を活用した判定方法を追加、「水害編」の「第1次調査（外観目視調査）」に外力が作用することによる一定以上の損傷が発生していない場合の調査方法を追加 等 - 令和 2 年改定 災害救助法による住宅の応急修理制度の損害割合10%以上20%未満への対象拡充を踏まえ、これまでの「半壊に至らない」を「準半壊」と「準半壊に至らない（一部損壊）」に区分し、調査方法を見直す 等 - 令和 3 年改定 被災者生活再建支援法の改正による被災者生活再建支援金の損害割合30%以上40%未満への対象拡充を踏まえ、これまでの「半壊」を「中規模半壊」と「半壊」に区分し、調査方法を見直す 等

新	旧
<u>による判定」を変更 等</u> (略) ●水害による被害 (略) (2) 浸水深による判定 (【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建ての住家のみ) 津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生している場合※には、一見して浸水深（最も浅い部分）が床上1.8m以上のときは、住家の損害割合を50%以上とし「全壊」、床上1m以上1.8m未満のときは、住家の損害割合を40%以上 <u>50%未満</u>とし「大規模半壊」、床上0.5m以上1m未満のときは、住家の損害割合を30%以上 <u>40%未満</u>とし「中規模半壊」、床上0.5m未満のときは、住家の損害割合を20%以上30%未満とし「半壊」、床上まで達していないときは、住家の損害割合を10%未満とし、「準半壊に至らない（一部損壊）」と判定する。 津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生していない場合には、第1次調査において浸水深が床上<u>1m以上1.8m未満</u>のときは、住家の損害割合を30%以上 <u>40%未満</u>とし「中規模半壊」、床上<u>0.1m以上1m未満</u>のときは、住家の損害割合を20%以上30%未満とし「半壊」、<u>床上0.1m未満</u>のときは、住家の損害割合を10%以上 <u>20%未満</u>とし「準半壊」、床上まで達していないときは、住家の損害割合を10%	(略) ●水害による被害 (略) (2) 浸水深による判定 (【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建ての住家のみ) 津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生している場合※には、一見して浸水深（最も浅い部分）が床上1.8m以上のときは、住家の損害割合を50%以上とし「全壊」、床上1m以上1.8m未満のときは、住家の損害割合を40%以上とし「大規模半壊」、床上0.5m以上1m未満のときは、住家の損害割合を30%以上とし「中規模半壊」、床上0.5m未満のときは、住家の損害割合を20%以上30%未満とし「半壊」、床上まで達していないときは、住家の損害割合を10%未満とし、「準半壊に至らない（一部損壊）」と判定する。 津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生していない場合には、第1次調査において<u>一見して浸水深（最も深い部分）</u>が床上まで達していないときは、住家の損害割合を10%未満とし、「準半壊に至らない（一部損壊）」と判定する。 ※外観目視により把握可能な「外壁」及び「建具」（サッシ・ガラス・ドア）の損傷程度が50～100%（程度Ⅲ～Ⅴで、浸水による損傷を

新	旧
未満とし、「準半壊に至らない（一部損壊）」と判定する。 ※外観目視により把握可能な「外壁」及び「建具」（サッシ・ガラス・ドア）の損傷程度が50～100%（程度Ⅲ～Ⅴで、浸水による損傷を除く。）に該当する損傷が、外壁及び建具（サッシ・ガラス・ドア）にそれぞれ1箇所以上発生している場合をいう。 （略） 7～12. （略）	除く。）に該当する損傷が、外壁及び建具（サッシ・ガラス・ドア）にそれぞれ1箇所以上発生している場合をいう。 （略） 7～12. （略）

新	旧
<第 1 編 地震による被害> (略)	<第 1 編 地震による被害> (略)

新	旧
<第2編 水害による被害> 水害による被害とは、豪雨や台風等により、浸水することによる住家の機能損失等の損傷、水流等の外力が作用することによる損傷及び水害に伴う宅地の流出や土砂の堆積等の地盤被害による住家の損傷をいう。 水害により被災した住家に対する被害調査は、【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建ての場合には、第1次調査・第2次調査の2段階で実施し、それ以外の場合には第2次調査の1段階のみで実施する。 第1次調査は、【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建ての場合に利用するもので、外観の損傷状況及び浸水深の目視による把握を行う。調査により把握した住家の外観の損傷状況及び浸水深により、住家の損害割合を算定し、被害認定基準等に照らして、住家の被害の程度を判定する。なお、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の	<第2編 水害による被害> 水害による被害とは、豪雨や台風等により、浸水することによる住家の機能損失等の損傷、水流等の外力が作用することによる損傷及び水害に伴う宅地の流出や土砂の堆積等の地盤被害による住家の損傷をいう。 水害により被災した住家に対する被害調査は、【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建ての場合には、第1次調査・第2次調査の2段階で実施し、それ以外の場合には第2次調査の1段階のみで実施する。 <u>ただし、前者の場合でも、調査棟数が少ない場合等においては、第1次調査を実施せず、第2次調査から実施することも考えられる。</u> 第1次調査は、【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建ての場合に利用するもので、外観の損傷状況及び浸水深の目視による把握を行う。調査により把握した住家の外観の損傷状況及び浸水深により、住家の損害割合を算定し、被害認定基準等に照らして、住家の被害の程度を判定する。なお、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生

新	旧
損傷が発生している場合と、そうでない場合とで判定の方法が異なることに留意する。 第2次調査は、第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合、第1次調査を実施したが判定には至らなかった場合又は第1次調査の対象に該当しない場合に実施する。 第2次調査は外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測、浸水深の確認及び住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。調査により把握した住家の外観の損傷状況、住家の傾斜、部位ごとの損傷程度等により、住家の損害割合を算定し、被害認定基準等に照らして、住家の被害の程度を判定する。 なお、第2次調査は、外観から一見して「全壊」と判定できる場合を除き、原則として被災者の立会いの下で内部立入調査を行う必要があるが、倒壊の危険がある等、内部立入調査ができない相当の理由がある場合は、内部立入調査ができるようになるまでの間は外観目視調査のみでも可とする。 第2次調査実施後、被災者から判定結果に関する再調査の依頼があった場合には、当該被災者の依頼の内容を精査し、再調査が必要と考えられる点があれば、その点について再調査を行う。 再調査に基づく住家の被害の程度の判定結果については、理由とともに当該被災者に示す。 また、水害によって土砂等が住家及びその周辺に一様に堆積している場合には、「第4編 液状化等の地盤被害による被害」に定める方法で調査を行うことも可能である。	している場合と、そうでない場合とで判定の方法が異なることに留意する。 第2次調査は、第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合、第1次調査を実施したが判定には至らなかった場合又は第1次調査の対象に該当しない場合に実施する。 第2次調査は外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測、浸水深の確認及び住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。調査により把握した住家の外観の損傷状況、住家の傾斜、部位ごとの損傷程度等により、住家の損害割合を算定し、被害認定基準等に照らして、住家の被害の程度を判定する。 なお、第2次調査は、外観から一見して「全壊」と判定できる場合を除き、原則として被災者の立会いの下で内部立入調査を行う必要があるが、倒壊の危険がある等、内部立入調査ができない相当の理由がある場合は、内部立入調査ができるようになるまでの間は外観目視調査のみでも可とする。 第2次調査実施後、被災者から判定結果に関する再調査の依頼があった場合には、当該被災者の依頼の内容を精査し、再調査が必要と考えられる点があれば、その点について再調査を行う。 再調査に基づく住家の被害の程度の判定結果については、理由とともに当該被災者に示す。 また、水害によって土砂等が住家及びその周辺に一様に堆積している場合には、「第4編 液状化等の地盤被害による被害」に定める方法で調査を行うことも可能である。

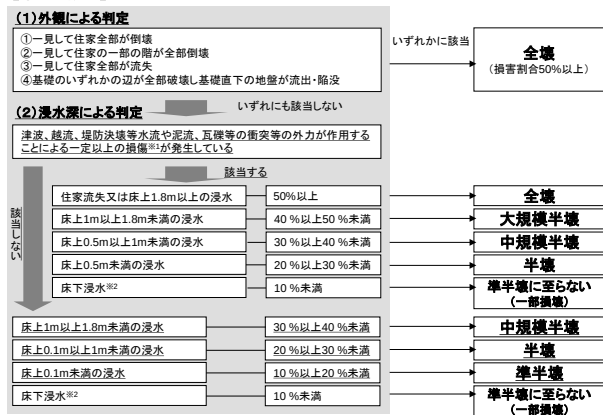
新

【木造・プレハブ】

※木造・プレハブとは、在来工法（軸組工法）による木造住宅、枠組壁工法による住宅、木質系プレハブ住宅、鉄骨系プレハブ住宅を指す。

＜被害認定フロー（水害による被害 木造・プレハブ）＞

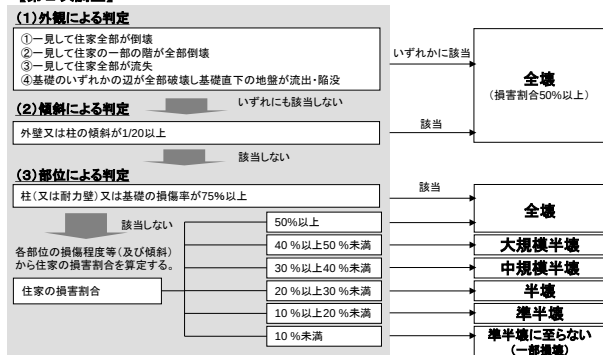
【第1次調査】 戸建ての1～2階建ての場合



被災者から申請があった場合

(※) 戸建ての1～2階建てでない場合は、第2次調査から開始する

【第2次調査】



【被災者から再調査の依頼があった場合の対応】

被災者から再調査の依頼があった場合

被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

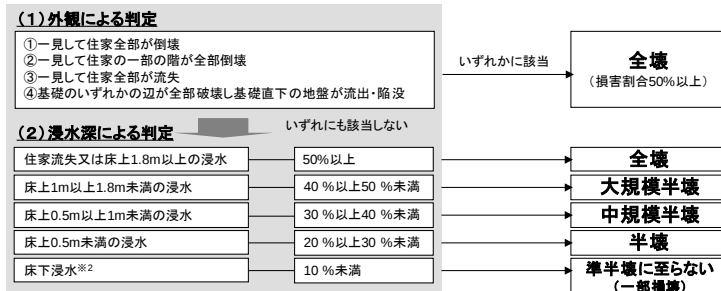
旧

【木造・プレハブ】

※木造・プレハブとは、在来工法（軸組工法）による木造住宅、枠組壁工法による住宅、木質系プレハブ住宅、鉄骨系プレハブ住宅を指す。

＜被害認定フロー（水害による被害 木造・プレハブ）＞

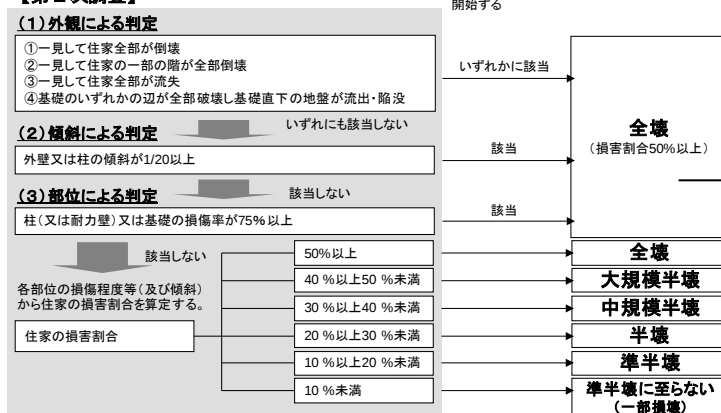
戸建ての1～2階建てで、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷[※]が発生している場合



被災者から申請があった場合

(※) 戸建ての1～2階建てでない場合や、外力による損傷がない場合は、第2次調査から開始する

【第2次調査】



【被災者から再調査の依頼があった場合の対応】

被災者から再調査の依頼があった場合

被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

新

※1 外観目視により把握可能な「外壁」及び「建具」（サッシ・ガラス・ドア）の損傷程度が50～100％（程度Ⅲ～Ⅴで、浸水による損傷を除く。）に該当する損傷をいう。

※2 水害に加え、風害等による複合的な災害による被害が発生している場合等には、第2次調査から開始する。

（削除）

旧

※1 外観目視により把握可能な「外壁」及び「建具」（サッシ・ガラス・ドア）の損傷程度が50～100％（程度Ⅲ～Ⅴで、浸水による損傷を除く。）に該当する損傷をいう。

※2 水害に加え、風害等による複合的な災害による被害が発生している場合等には、第2次調査から開始する。

戸建ての1～2階建てで、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突
【第1次調査】等の外力が作用することによる一定以上の損傷※1が発生していない場合

（1）外観による判定

- ①一見して住家全部が倒壊
- ②一見して住家の一部の階が全部倒壊
- ③一見して住家全部が流失
- ④基礎のいずれかの辺が全部破壊し基礎直下の地盤が流出・陥没

いずれかに該当

全壊
（損害割合50%以上）

（2）浸水深による判定

いずれにも該当しない

床下浸水※2

10 %未満

**準半壊に至らない
（一部損壊）**

【第2次調査】

（1）（2）いずれにも該当しない場合又は被災者から申請があった場合

（1）外観による判定

- ①一見して住家全部が倒壊
- ②一見して住家の一部の階が全部倒壊
- ③一見して住家全部が流失
- ④基礎のいずれかの辺が全部破壊し基礎直下の地盤が流出・陥没

いずれかに該当

全壊
（損害割合50%以上）

（2）傾斜による判定

いずれにも該当しない

外壁又は柱の傾斜が1/20以上

該当

全壊
（損害割合50%以上）

（3）部位による判定

該当しない

柱（又は耐力壁）又は基礎の損傷率が75%以上

該当

全壊
（損害割合50%以上）

各部位の損傷程度等（及び傾斜）から住家の損害割合を算定する。

住家の損害割合

- 50%以上
- 40 %以上50 %未満
- 30 %以上40 %未満
- 20 %以上30 %未満
- 10 %以上20 %未満
- 10 %未満

全壊

大規模半壊

中規模半壊

半壊

準半壊

**準半壊に至らない
（一部損壊）**

【被災者から再調査の依頼があった場合の対応】

被災者から再調査の依頼があった場合

被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施
※再調査では第2次調査（3）部位による判定を中心に実施する

新	旧
1. 第1次調査に基づく判定 (略) ②津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生していない場合 ①に掲げる損傷が、外壁に1箇所も発生していない、又は建具（サッシ・ガラス・ドア）に1箇所も発生していない場合には、<u>外観目視調査により、浸水深を把握し、下表により被害の程度を判定する。</u> ただし、水害に加えて、風害等による複合的な被害が発生している場合等には、第2次調査から開始する。	※1 <u>外観目視により把握可能な「外壁」及び「建具」（サッシ・ガラス・ドア）の損傷程度が50～100%（程度Ⅲ～Ⅴで、浸水による損傷を除く。）に該当する損傷をいう。</u> ※2 <u>水害に加え、風害等による複合的な災害による被害が発生している場合等には、第2次調査から開始する。</u> 1. 第1次調査に基づく判定 (略) ②津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生していない場合 ①に掲げる損傷が、外壁に1箇所も発生していない、又は建具（サッシ・ガラス・ドア）に1箇所も発生していない場合で、<u>浸水深（最も深い部分）が床上まで達していないときは、「準半壊に至らない（一部損壊）」と判定して調査を終了する。なお、浸水深（最も深い部分）が床上以上である場合は、引き続き第2次調査を実施する。</u> ただし、水害に加えて、風害等による複合的な被害が発生している場合等には、第2次調査から開始する。

新				旧
床上1m以上 1.8m未満の浸水	住家の損害割合 30%以上	中規模半壊	☐	(新規作成)
床上0.1m以上 1m未満の浸水	住家の損害割合 20%以上	半壊	☐	
床上0.1m未満の浸水	住家の損害割合 10%以上	準半壊	☐	
床下浸水	住家の損害割合 10%未満	準半壊に 至らない (一部損壊)	☐	
※ 【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建てであり、かつ、津波、 越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用する ことによる一定以上の損傷が発生していない場合に適用				
2. 第2次調査に基づく判定 (略)				2. 第2次調査に基づく判定 (略)

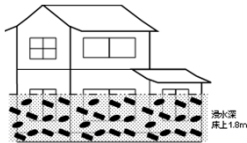
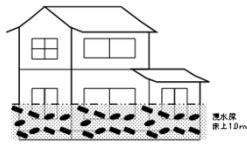
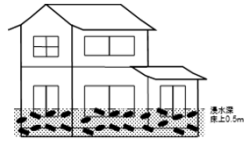
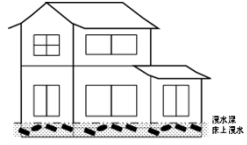
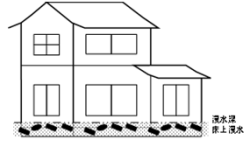
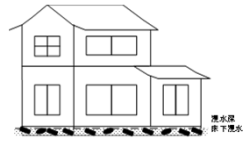
新	旧
<第3編 風害による被害> (略)	<第3編 風害による被害> (略)

新	旧
<第 4 編 液状化等の地盤 被害による被害> (略)	<第 4 編 液状化等の地盤 被害による被害> (略)

水害における住家の被害認定調査の浸水深判定について（比較）参考資料 1

戸建て 1～2 階建ての木造・プレハブ※¹の場合、浸水深による簡易な判定が可能。

（被災者からの申請により、第 2 次調査及び再調査として、住家内へ立入り、詳細な調査を行うことも可能。）

浸水深		外力あり※2	新設 外力なし
	床上1.8m以上	全壊	(第2次調査で判定)
	床上1m以上1.8m未満	大規模半壊	中規模半壊
	床上0.5m以上1m未満	中規模半壊	半壊
	床上0.1m以上0.5m未満	半壊	
	床上0.1m未満		
	床下浸水	準半壊に至らない (一部損壊)	

※¹ 在来工法（軸組工法）による木造住宅、枠組壁工法による住宅、木質系プレハブ住宅、鉄骨系プレハブ住宅を指す。

※² 津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生している場合。

「外力あり」の場合の損害割合算定シミュレーション

表：浸水深別の損害割合

	部位 名称	構成比 (%)	損害割合 (%)				
			1.8m 以上	1.0m 以上 1.8m 未満	0.5m 以上 1.0m 未満	0.5m 未満	(床下)
1	屋根	15	0	0	0	0	0
2	柱（又は耐力壁）	15	5	3	1	1	0
3	床（階段を含む。）	10	7	5	4	3	0
4	外壁	10	8	6	5	4	0
5	内壁	10	8	7	6	6	0
6	天井	5	0	0	0	0	0
7	建具	15	13	11	7	6	0
8	基礎	10	1	1	1	1	1
9	設備	10	10	10	8	5	0
	合計	100	52	43	32	26	1

※ 各損害割合は、面積率及び重み付け計算後の値。

(2) 柱（構成比 15%）

区分	損害割合	損傷程度(1 階の損傷)
1.8m 以上	5	Ⅳ（20%）漂流物を含む水流の力により、柱、梁に折損が見られる。 Ⅲ（50%）漂流物を含む水流の力により、柱、梁に割れが見られる。
1.0m～ 1.8m	3	Ⅳ（20%）漂流物を含む水流の力により、柱、梁に折損が見られる。 Ⅲ（20%）漂流物を含む水流の力により、柱、梁に割れが見られる。
0.5m～ 1.0m	1	Ⅲ（20%）漂流物を含む水流の力により、柱、梁に割れが見られる。
0m ～ 0.5m	1	Ⅲ（20%）漂流物を含む水流の力により、柱、梁に割れが見られる。
（床下）	0	損傷なし

（参考）災害に係る住家の被害認定基準運用指針 参考資料（損傷程度の例示）（抜粋）

損傷の例示	写真
程度Ⅳ 【在来工法】 柱、梁に折損が見られる。 柱、梁の仕口に著しいずれが見られる。 【鉄骨系プレハブ】 - 局部座屈による中くらいの変形が柱に生じている。 - 梁接合部の亀裂、ボルトの一部破断が見られる。	
程度Ⅲ 【在来工法】 - 柱と梁の仕口にずれが生じている。 柱、梁に割れが見られる。 【鉄骨系プレハブ】 - 局部座屈による小さな変形が柱に生じている。 - 梁接合部の変形が見られる。	

(3) 床（構成比 10%）

区分	損害割合	損傷程度(1 階の損傷)
1.8m 以上	7	Ⅳ（100%）漂流物を含む水流の力により、床板に著しい不陸、折損がみられる。汚泥除去のための床の取り外しが必要。
1.0m～ 1.8m	5	Ⅳ（40%）一部、汚泥除去のための床の取り外しが必要。 Ⅲ（60%）漂流物等を含む水流の力により、床板に著しい浮き、ずれ、剥離、膨張等がみられる。
0.5m～ 1.0m	4	Ⅳ（20%）一部、汚泥除去のための床の取り外しが必要。 Ⅲ（40%）漂流物等を含む水流の力により、床板に著しい浮き、ずれ、剥離、膨張等がみられる。 Ⅱ（40%）浸水により床板に若干の浮き、ずれが生じている。
0m ～ 0.5m	3	Ⅲ（60%）漂流物等を含む水流の力により、床板に著しい浮き、ずれ、剥離、膨張等がみられる。 Ⅱ（40%）浸水により床板に若干の浮き、ずれが生じている。
（床下）	0	損傷なし

（参考）災害に係る住家の被害認定基準運用指針 参考資料（損傷程度の例示）（抜粋）

損傷の例示	写真
程度Ⅳ - 床板に著しい不陸、折損が見られる。 <u>床下に堆積した汚泥を除去するため、床の一部（床板等）の取り外しが必要である（基礎の構造が布基礎又はべた基礎の住家に限る。）。</u>	
程度Ⅲ <u>浸水により床板に著しい浮き、ずれ、剥離が見られる。</u> - 浸水により合成樹脂系床材の剥離が見られる。 - 浸水によりフローリング材の層間剥離・浮き上がり、沈下が見られる。 - 浸水により下地材の吸水・膨張が見られる。 - 浸水により畳の吸水・膨張による機能損失が見られる。	
程度Ⅱ - 浸水により床板の汚損が見られる。 - 浸水により合成樹脂系床材の汚損が見られる。 <u>浸水により床板に若干の浮き、ずれが生じている。</u>	

(4) 外壁（構成比 10%）

区分	損害割合	損傷程度(1 階の損傷)
1.8m 以上	8	V（100%）漂流物を含む水流の力により、仕上材が脱落しており、下地材に破損が生じている。
1.0m～ 1.8m	6	V（30%）漂流物を含む水流の力により、仕上材が脱落しており、下地材に破損が生じている。 IV（30%）漂流物を含む水流の力により、仕上材が脱落しており、下地材にひび割れが生じている。 Ⅲ（40%）漂流物を含む水流の力により、仕上材の浮き・剥離・脱落が生じるとともに、浸水による汚損等がみられる。
0.5m～ 1.0m	5	IV（20%）外力により仕上材が脱落しており、下地材にひび割れが生じている。 Ⅲ（80%）漂流物を含む水流の力により、仕上材の浮き・剥離・脱落が生じるとともに、浸水による汚損等がみられる。
0m ～ 0.5m	4	Ⅲ（100%）漂流物を含む水流の力により、仕上材の浮き・剥離・脱落が生じるとともに、浸水による汚損等がみられる。
（床下）	0	損傷なし

（参考）災害に係る住家の被害認定基準運用指針 参考資料（損傷程度の例示）（抜粋）

損傷の例示	写真
程度 V 【共通】 ・ <u>仕上材が脱落しており、下地材に破損が生じている。</u>	
程度 IV 【モルタル塗り仕上等】 ・ <u>仕上材が脱落しており、下地材にひび割れが生じている。</u> 【ボード】 ・ 釘の浮き上がり、ボードの脱落が見られる。	
程度 Ⅲ 【共通】 ・ <u>浸水により仕上材の浮き・剥離・脱落が生じている。</u> ・ <u>浸水により仕上材の汚損が見られる。</u> ・ 浸水により塗土の半分が剥落している。	

(5) 内壁（構成比 10%）

区分	損害割合	損傷程度(1 階の損傷)
1.8m 以上	8	V（100%）外部と接する内壁は断熱材の機能損失等が見られる。
1.0m～ 1.8m	7	V（60%）外部と接する内壁は断熱材の機能損失等が見られる。 Ⅲ（40%）間仕切り壁で浸水による壁クロスの汚損、表面劣化等が見られる。
0.5m～ 1.0m	6	V（40%）外部と接する内壁は断熱材の機能損失等が見られる。 Ⅲ（60%）間仕切り壁等で浸水による壁クロスの汚損、表面劣化等が見られる。
0m ～ 0.5m	6	V（40%）外部と接する内壁は断熱材の機能損失等が見られる。 Ⅲ（60%）間仕切り壁等で浸水による壁クロスの汚損、表面劣化等が見られる。
（床下）	0	損傷なし

（参考）災害に係る住家の被害認定基準運用指針 参考資料（損傷程度の例示）（抜粋）

損傷の例示	写真
程度 V ・ 浸水により下地材・パネルの吸水・膨張・不陸が見られる。 ・ 浸水により断熱材の吸水による機能損失が見られる。<u>（再使用が不可能な程度）</u> ・ 浸水により塗土の大半が剥落している。	
程度 Ⅲ ・ 浸水により仕上塗壁材の剥離等が見られる。 ・ 浸水により壁クロスの汚損・表面劣化・剥離等が見られる。<u>（下地材の交換を要しない程度）</u> ・ 浸水により塗土の半分程度が剥落している。	

(7) 建具 (構成比 15%)

区分	損害割合	損傷程度(1 階の損傷)
1.8m 以上	13	V (100%) 外力により、玄関ドア、アルミサッシの破壊がみられるほか、内部ドア等の面材が膨張し開閉不能となっているなど、再利用が不可能となっている。
1.0m～1.8m	11	V (80%) 外力により、玄関ドア、アルミサッシの破壊がみられるほか、内部ドア等の面材が膨張し開閉不能となっているなど、再利用が不可能となっている。 Ⅲ (20%) 外部建具の一部についてガラスの破損や可動部の破損等がみられる。
0.5m～1.0m	7	V (40%) 外力により、玄関ドア、アルミサッシの破壊がみられるほか、内部ドア等の面材が膨張し開閉不能となっているなど、再利用が不可能となっている。 Ⅲ (30%) 外部建具の一部についてガラスの破損や開閉不能な被害がみられる。 I (30%) 内部建具について浸水による再利用が可能な程度の被害がみられる。
0m ～ 0.5m	6	V (30%) 外力により、玄関ドア、アルミサッシの破壊がみられるほか、内部ドア等の面材が膨張し開閉不能となっているなど、再利用が不可能となっている。 Ⅲ (30%) 外部建具の一部についてガラスの破損や開閉不能な被害がみられる。 I (40%) 内部建具について浸水による再利用が可能な程度の被害がみられる。
(床下)	0	損傷なし

(参考) 災害に係る住家の被害認定基準運用指針 参考資料 (損傷程度の例示) (抜粋)

損傷の例示	写真
程度 V 【アルミサッシ】 ・ 枠ごとはずれて破壊されている 【アルミドア、木製ドア】 ・ 破壊されている。 【共通】 ・ 浸水により建具が歪み、開閉が不能になっている。 ・ 浸水によりドア等の面材が膨張し剥離している。(再使用が不可能な程度)	
程度 Ⅲ 【木製サッシ】 ・ 破損し、開閉が不能になっている 【アルミサッシ】 ・ <u>ガラスが破損している。</u>	
程度 I ・ <u>浸水による襖・障子・ドアの破損 (表面、格子・縁の洗浄、張り替えによって、再使用が可能な程度)</u>	

(8) 基礎（構成比 10%）

区分	損害割合	損傷程度(1 階の損傷)
1.8m 以上	1	損傷率 10%：床下汚泥の堆積
1.0m～ 1.8m	1	損傷率 10%：床下汚泥の堆積
0.5m～ 1.0m	1	損傷率 10%：床下汚泥の堆積
0m ～ 0.5m	1	損傷率 10%：床下汚泥の堆積
(床下)	1	損傷率 10%：床下汚泥の堆積

(参考) 災害に係る住家の被害認定基準運用指針 参考資料（損傷程度の例示）（抜粋）

損傷の例示	写真
・ <u>基礎の構造がべた基礎又は布基礎の住家において、浸水により床下に汚泥が堆積している場合、汚泥による損傷率は 10%とする。</u>	

(10) 設備（構成比 10%）

区分	損害割合	損傷程度(1 階の損傷)
1.8m 以上	10	浴室損傷率 30%：再使用不可能。 台所損傷率 30%：再使用不可能。 その他 30%：トイレ、洗面、給湯器の機能損失
1.0m～1.8m	10	浴室損傷率 30%：再使用不可能。 台所損傷率 30%：再使用不可能。 その他 20%：トイレ、洗面の汚損
0.5m～1.0m	8	浴室損傷率 20%：破損はあるものの、再使用可能。 台所損傷率 20%：破損はあるものの、再使用可能。 その他 20%：トイレ、洗面の汚損
0m ～ 0.5m	5	浴室損傷率 10%：汚損。 台所損傷率 10%：汚損。 その他 20%：トイレ、洗面の汚損
(床下)	0	損傷なし

(参考) 災害に係る住家の被害認定基準運用指針 参考資料（損傷程度の例示）（抜粋）

損傷の例示	写真
浴室の設備の損傷例 ・ 浴槽が破損し配管が詰まっている（1%）。 ・ 浴室のバスタブが破損している。（2%） ・ <u>浴槽：転倒し、配管が切れ再使用が不可能。（3%）</u>	
台所の設備の損傷例 ・ 台所の流し台が汚損し、配管が詰まっている。（1%） ・ 台所の流し台が移動し、損傷は大きい再利用は可能。（2%） ・ <u>システムキッチンのコンロ類が浸水により故障して使用不可能になっている。（3%）</u>	
水廻りの衛生設備（浴室、台所を除く）、ベランダ等の損傷例 ・ 便器、手洗い：配管が外れている。 ・ <u>洗面：汚損し、配管が詰まっている。</u>	